

消防法第8条の2第1項の規定に基づく統括防火管理を要する地下街の指定

(制 定 平成 9年 9月26日 京都市消防局告示第 3号)

(最終改正 令和 5年 2月22日 京都市消防局告示第18号)

消防法第8条の2第1項の規定に基づき、統括防火管理を要する地下街を平成9年10月4日から次のとおり指定します。

名 称	所 在 地	区 域
ゼスト御池地下街	中京区御池通寺町東入下本能寺前町49 2番地1	別図のとおり

別図

